

① - 1

議 案 書

教育委員会
令和6年2月臨時会

議 事 日 程

日 程 1	第 7 号議案 ……………	P 3 ~ 6
	教職員の人事の内申について	
日 程 2	第 8 号議案 ……………	P 7 ~ 9
	教職員の人事について	

第 7 号議案

教職員の人事の内申について

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、別紙のとおり長崎県教育委員会に内申する。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定による内申を行いたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見

を付するものとする。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。

〔以下、略〕

第 8 号議案

教職員の人事について

教職員の人事について、別紙のとおり行う。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

市立長崎商業高等学校の教職員の人事について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。

〔以下、略〕